

東アジア地域における経済連携の
最近の動向
－ R C E P、日中韓 F T A －

2012年12月

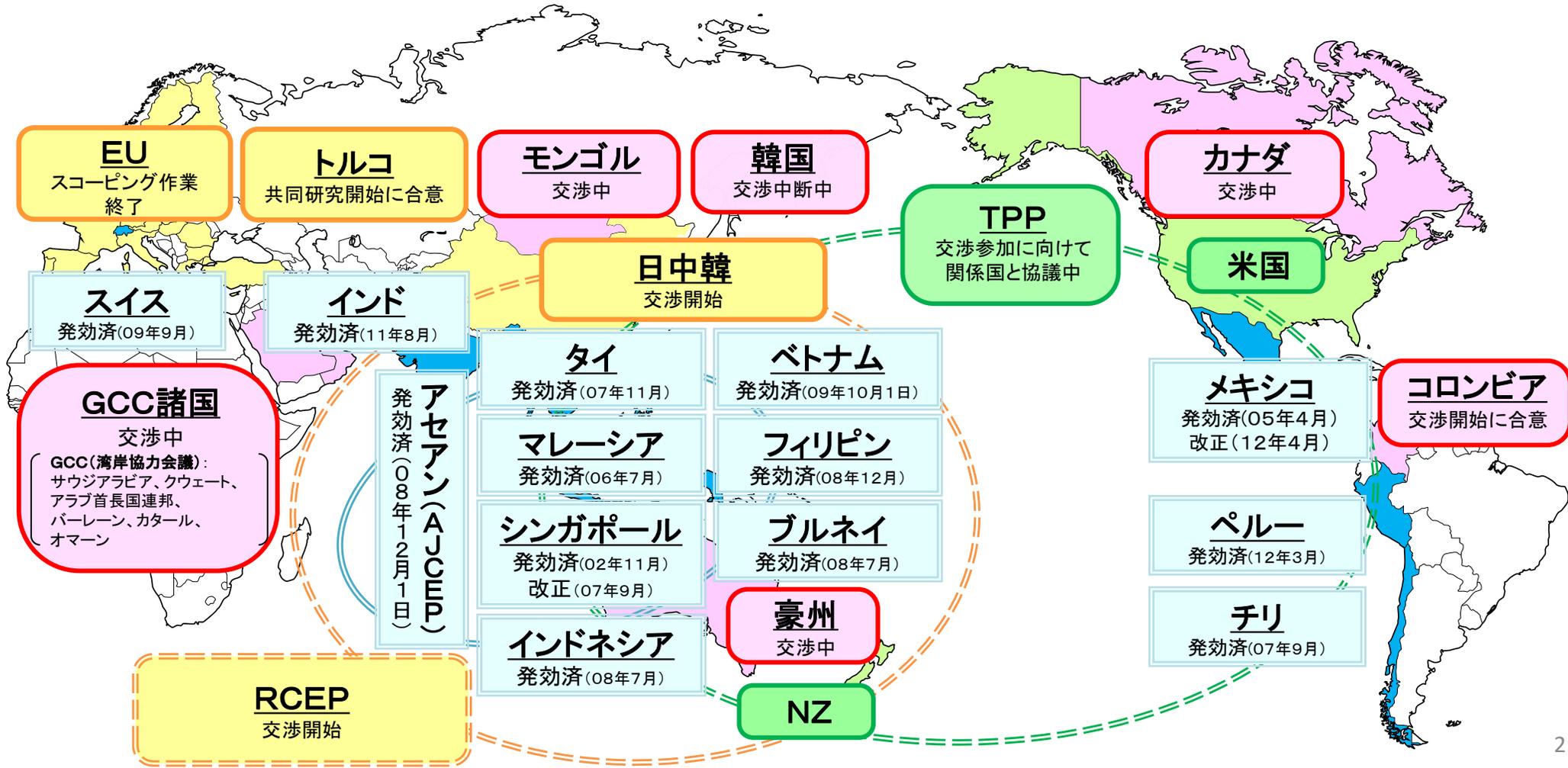
経済産業省 通商政策局 経済連携交渉官

河本 雄

F T A ・ E P A の推進

我が国のEPA取組状況

- 発効済(12ヶ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 交渉中(5ヶ国3地域): 日中韓、RCEP、豪州、GCC(湾岸協力会議)、韓国、モンゴル、カナダ、コロンビア
- 研究・議論中(1ヶ国1地域): EU(スコーピング作業終了)、トルコ(共同研究開始に合意)



E P A 交渉の基本方針

「包括的経済連携に関する基本方針」（2010年11月9日閣議決定：関連部分抜粋）

我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のために以下のような具体的取組を行う。特に、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。

(1) アジア太平洋地域における取組

アジア太平洋地域においては、現在交渉中のEPA交渉（ペルー及び豪州）の妥結や、現在交渉が中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する。

さらに、アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）への道筋

我が国としては、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に至る道筋として、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP、いわゆる+6)等を推進し、切れ目ない貿易・投資環境を形成することを目指している。

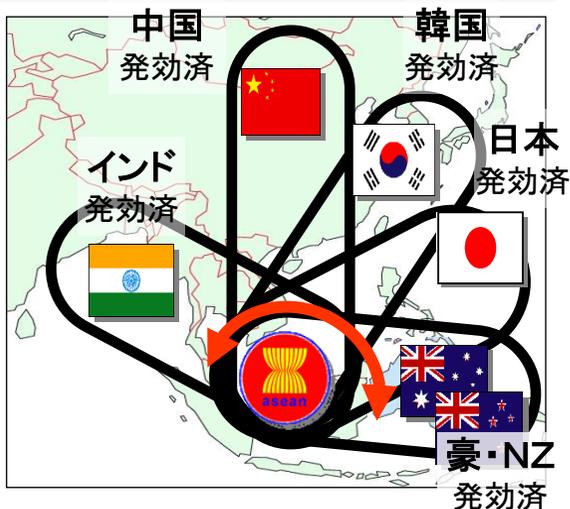
1. 包括的な自由貿易協定として追求

ASEAN+3、+6、TPP等を発展

APECはFTAAPの育ての親

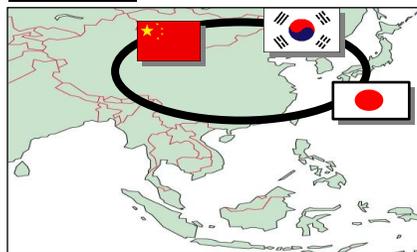
※APECの非拘束性及び自主的な性質に考慮

ASEANを核としたFTA



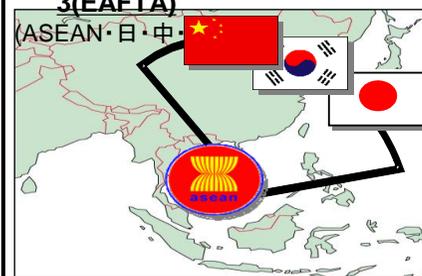
広域的な経済統合に向けた動き

日中韓



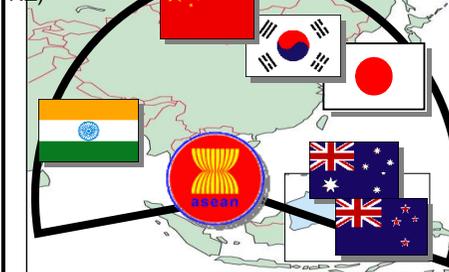
RCEP*

ASEAN+3(EAFTA)
(ASEAN・日・中)



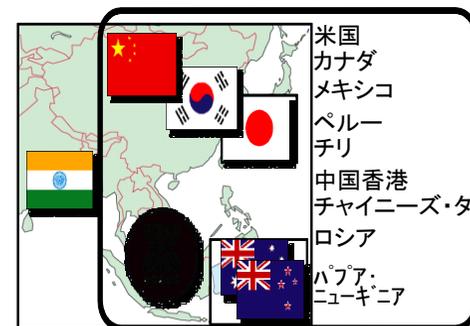
ASEAN+6(CEPEA)

(ASEAN・日・中・韓・印・豪・NZ)



*RCEP=Regional Comprehensive Economic Partnership

APEC(FTAAP)



ASEAN10か国のうち、ミャンマー、カンボジア、ラオスはAPECに加盟していない

TPP



大市場国・地域等とのEPA

TPP

2011年11月11日 野田総理記者会見
TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る。

2011年11月12日 TPP首脳会合
交渉参加国首脳は「TPPの大まかな輪郭を達成した」と発表。

2012年9月9日 TPP首脳声明
「包括的で次世代型の地域協定をつくるという我々の約束を再確認した」と発表。

2012年11月20日 日米首脳会談
両首脳は、TPPをはじめとする日米の経済関係について、日米間の貿易・投資関係の強化及びアジア太平洋地域の経済統合の推進に取り組んでいくことを確認した。野田総理より、TPPに関し、課題を乗り越えるべく日米間で協議を加速していきたい旨述べ、オバマ大統領より基本的に理解を得た。



「年内に可能な限り多くの章をまとめる決意」(環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書(2012年9月))

日EU・EPA

2011年5月28日 日EU定期首脳協議
まずは交渉の大枠を定める「スコーピング」の作業を早期に実施することで合意。

2012年5月31日 EU外務理事会
スコーピング作業終了を報告。

2012年7月18日 欧州委員会閣議
加盟国に対して、日EU・EPAの交渉開始を求めることを決定。

2012年11月29日 EU外務理事会
欧州委員会に対して、日EU・EPAの交渉開始を承認。



2013年早期 日EU定期首脳協議(調整中)

野田総理大臣所信表明演説(10月29日)
「日EUの早期交渉開始を目指します。」

日EU首脳会談(11月5日)
「次回定期首脳協議については、来年のできるだけ早い時期に開催する方向で意見が一致。」

日中韓FTA

2012年5月13日 日中韓サミット
日中韓FTAの年内の交渉開始につき合意。



2012年11月20日 日中韓経済貿易大臣会合
日中韓FTAの交渉開始を宣言。2013年の早期に第1回交渉会合の開催を決定。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

2012年8月30日 ASEAN+FTAパートナーズ経済大臣会合
交渉立ち上げを首脳に提言するため、交渉の原則及び目的にかかる文書(「RCEP交渉の基本指針及び目的」)に合意。



2012年11月20日ASEAN関連首脳会議
「RCEP交渉の基本指針及び目的」を16か国の首脳間で承認し、RCEP交渉立ち上げを宣言。2013年の早期に交渉を開始し、2015年末までの交渉完了を目指す。

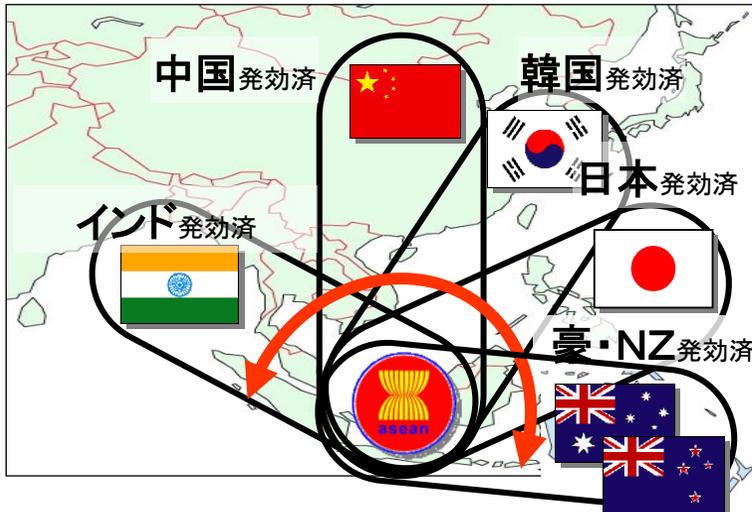
東アジア地域包括的経済連携
(RCEP、いわゆるASEAN+6)

東アジアにおけるFTA/EPAの動き

- 中ASEAN、韓ASEAN、日ASEAN、印ASEAN、豪・NZ ASEANのASEAN+1 FTAが発効。
- ASEAN及びそのFTA・EPA取組相手国(日中韓印豪NZ)との間で、地域的な生産ネットワークの更なる発展を目指す動きが加速。

→ 東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の枠組みへ

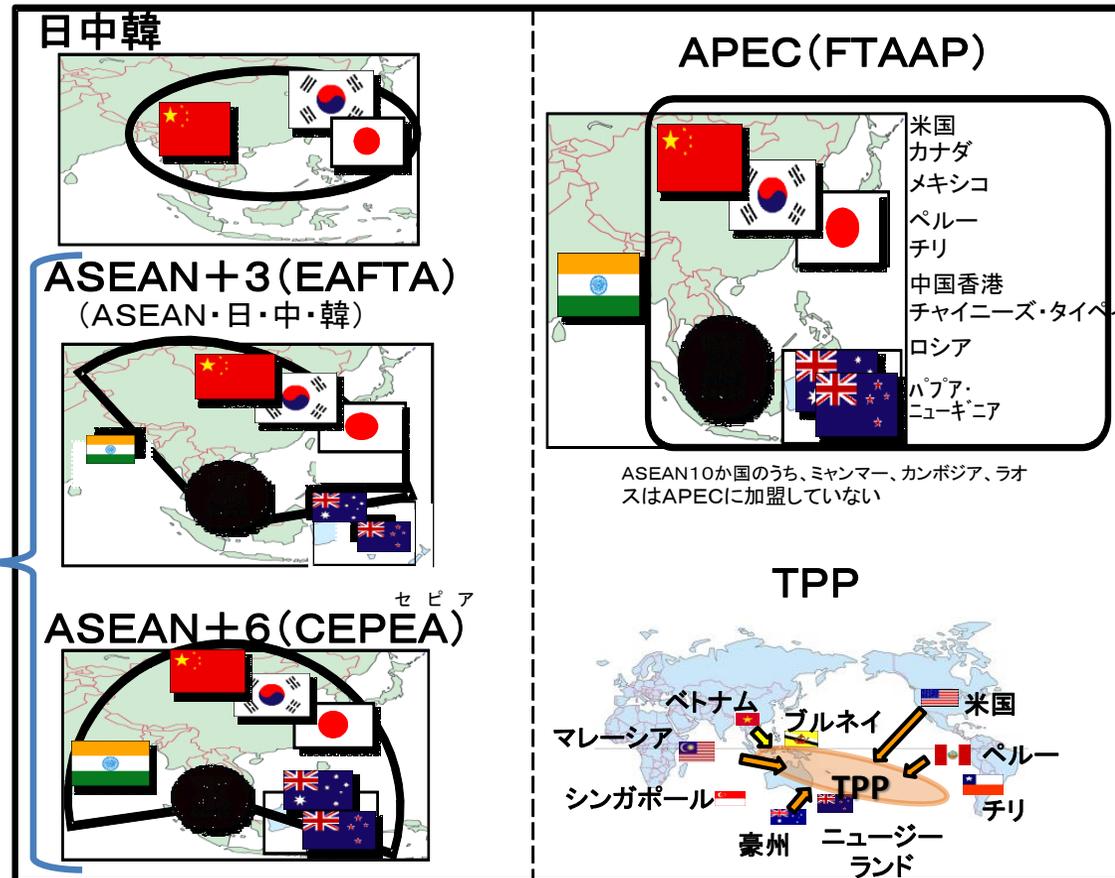
ASEANとのFTA・EPAの取組



中ASEAN	05年7月 物品分野発効 07年7月 サービス分野発効 10年1月 投資分野発効
韓ASEAN	07年6月 物品分野発効 09年5月 サービス分野発効 09年9月 投資分野発効
日ASEAN	08年12月 発効
印ASEAN	10年1月 物品分野発効
豪・NZ ASEAN	10年1月 発効

RCEP
(注)

広域的な経済統合に向けた動き



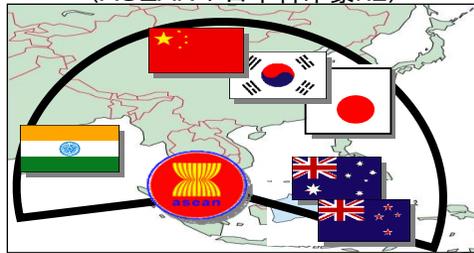
(注) ASEAN+3, +6を踏まえた概念として、今年のASEAN首脳会合で提案されたもの。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

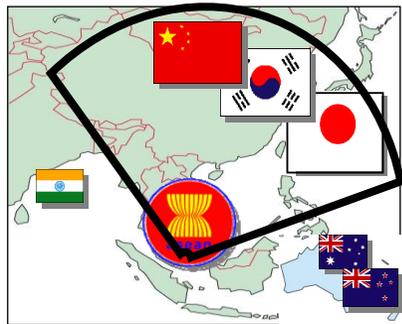
これまでの経緯

- 2006年、日本がASEAN+6（日中韓印豪NZ）を提唱し、中国が提唱したASEAN+3（日中韓）と並行して、政府間で検討が進められてきた。
- 2011年8月には日中共同で、両者を同時に検討する貿易・投資自由化の作業部会の設置を提案。
- 2011年11月の東アジアサミットでは、ASEANがこれに呼応した新たな枠組み（RCEP構想）を提案。これを踏まえ、16カ国の間で貿易・投資自由化の作業部会の設置に合意。
- 2012年8月のASEAN関連経済大臣会合において、貿易・投資の自由化に関する検討の進捗を確認し、RCEPの交渉の目的や原則を示した「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめた。
- 同年11月の首脳会議において、交渉立ち上げを宣言。2013年早期に交渉を開始し、2015年までの交渉妥結を目指す。

ASEAN+6 (CEPEA)
(ASEAN+日中韓印豪NZ)



2006～
日本が提唱



2004～
中国が提唱

ASEAN+3 (EAFTA)
(ASEAN・日・中・韓)

東アジア首脳会合 (2011年11月)

ASEANから、CEPEA、EAFTAを踏まえた東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership) を提案。これを踏まえ、貿易投資に関する作業部会を設置することで合意。

経済大臣会合 (2012年8月)

RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意。

東アジア首脳会合 (2012年11月)

「RCEP交渉の基本指針及び目的」を16か国の首脳間で承認し、RCEPの交渉立ち上げを宣言。

目指すべき目標

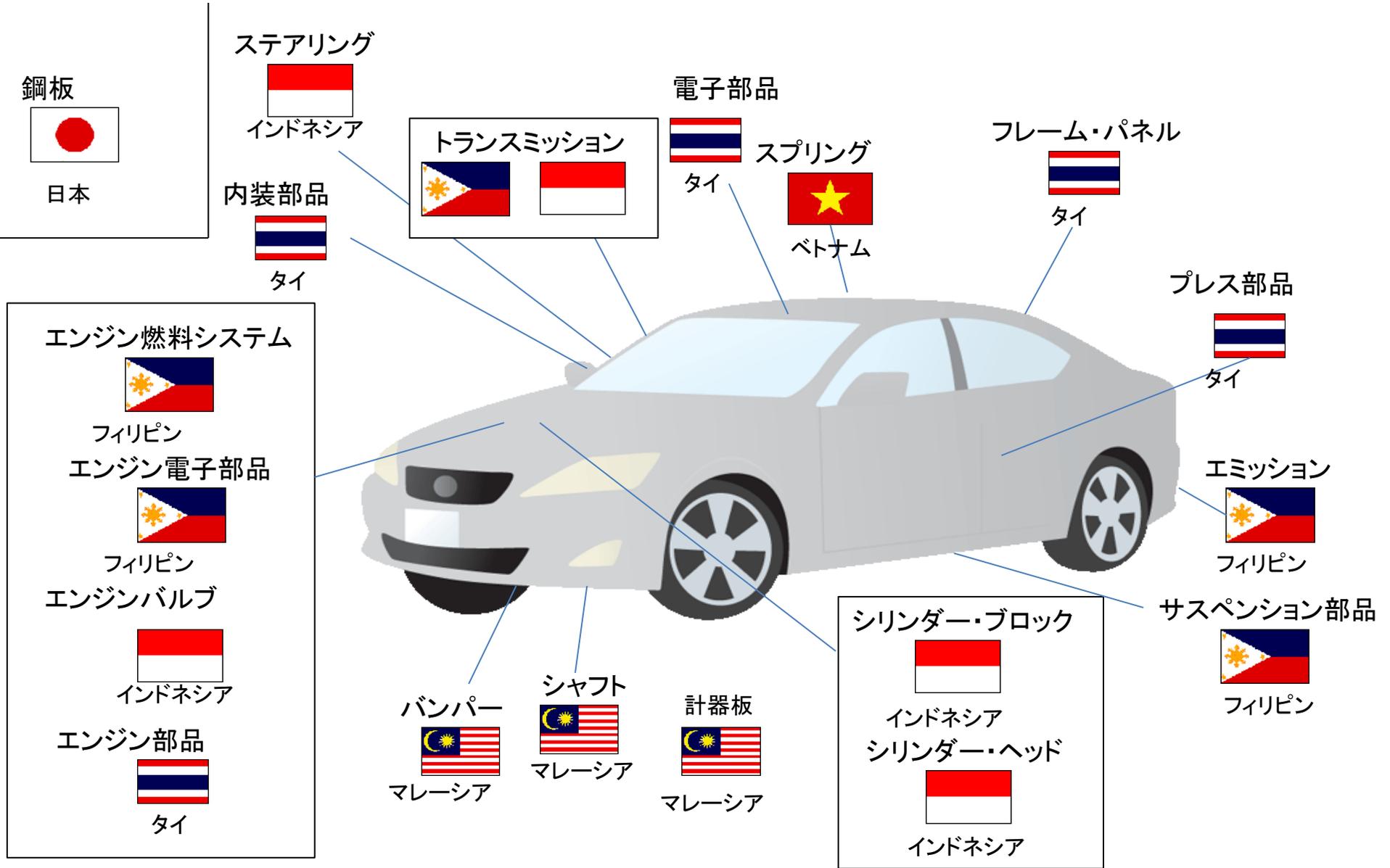
- (1) 東アジアの生産ネットワークの広域化、緻密化
- (2) 成長を続ける中印市場の獲得
- (3) 日本の競争力の強化



FTA・EPAの更なる展開

- (1) FTAの広域化
 - － 東アジアにおける最適なサプライチェーンの構築
 - － ルールの統一化による手続負担の軽減
- (2) 中、印市場へのアクセスの改善
- (3) 国内工場の立地競争力の強化／立地条件の改善

東アジアにおけるサプライチェーンの実態－自動車の例

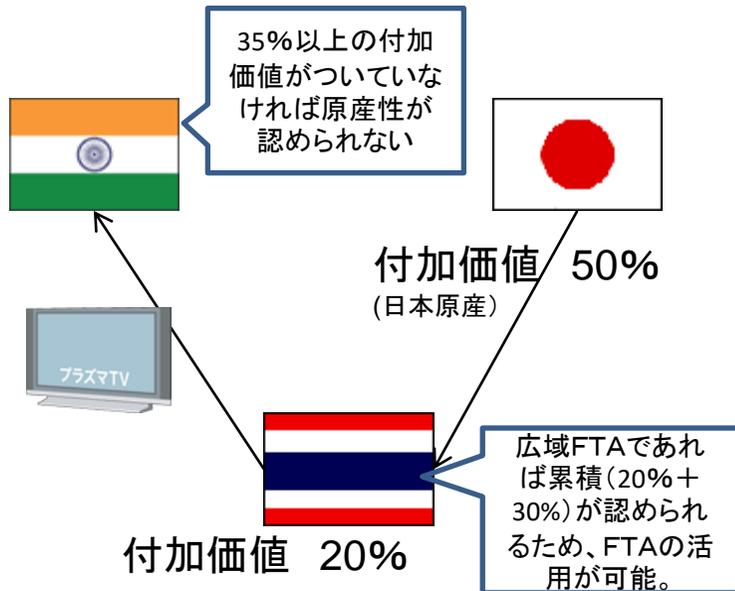


F T A の広域化：東アジアにおける最適なサプライチェーンの構築

- 生産の分業が進むと1カ国では原産性を認められることが困難。
広域FTAができることで、複数の締約国内で原産性を満たせばよくなり(「累積」)、より多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することが可能となり、最適な生産配分・立地戦略の実現が可能。

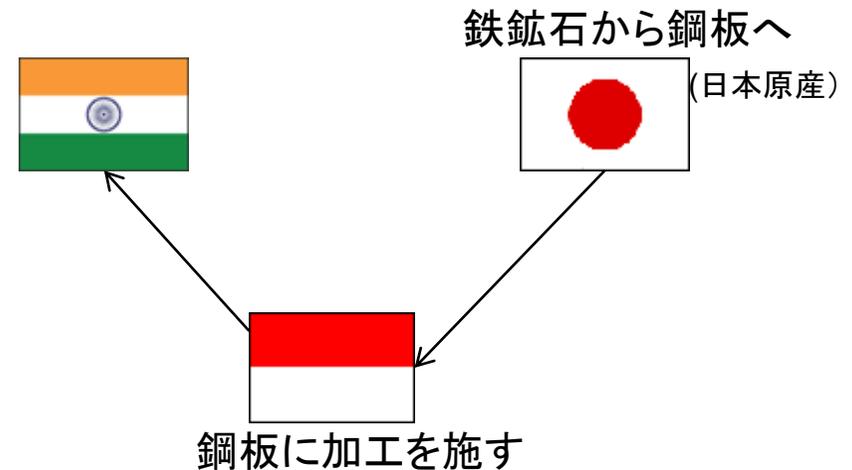
ケース1

(例)日本で生産したパネルの付加価値が高いため、タイで生産したプラズマTVはタイ原産にならない。広域FTAができれば累積を用いて、タイからインドへ輸出できる。



ケース2

(例)現行、日本で製造した鋼板を、インドネシアで加工しても、関税分類番号変更が起きない場合は、インドネシア原産として認められない。広域FTAができれば累積を用いて、インドネシアからインドへ輸出できる。

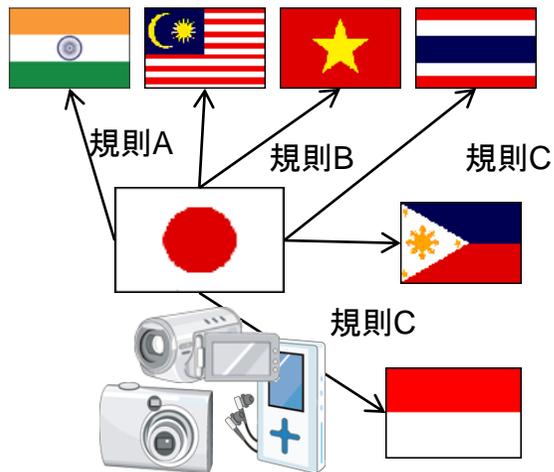


F T A の広域化：ルールの一貫化、簡素化による手続負担の軽減

- アジアとの各EPAは整備されたが、各EPAにおけるルール(原産地規則等)が異なるため、管理が複雑。東アジア広域FTAができると、例えば、タイ向け製品とインド向け製品を別々に管理する必要が無く、手続きコストが低減する(→中小企業でも使いやすいFTAに)。
- また、認定輸出者自己証明制度の導入など手続きが一層簡素化されることより、原産地証明に必要な事務処理やリードタイム等の面で改善が期待される。
- 物流と商流が異なる場合など、実態に合わないルールなどが存在。広域FTAにおいてより使いやすい統一的なルールの構築を目指す。

現在

アジアとの各EPAは整備されたが、各EPAにおける原産地規則が異なるため、管理が複雑。

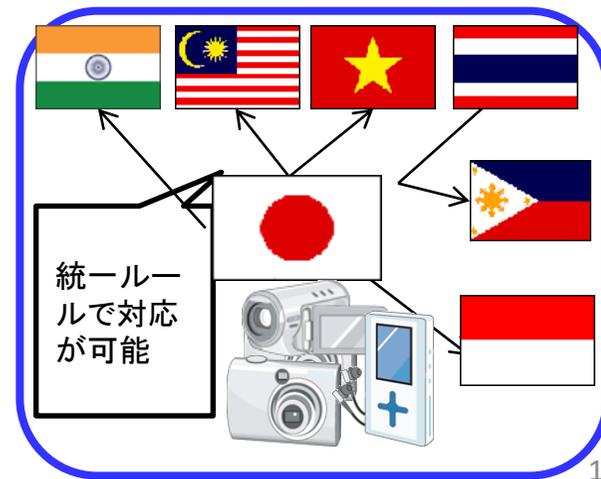


(具体的事例)
それぞれルールの異なる原産地証明取得のシステム開発のために数千万の投資が必要となった(B社)



広域FTA完成後

東アジア広域FTAができると、原産地規則が1本化され、管理コストが下がる。

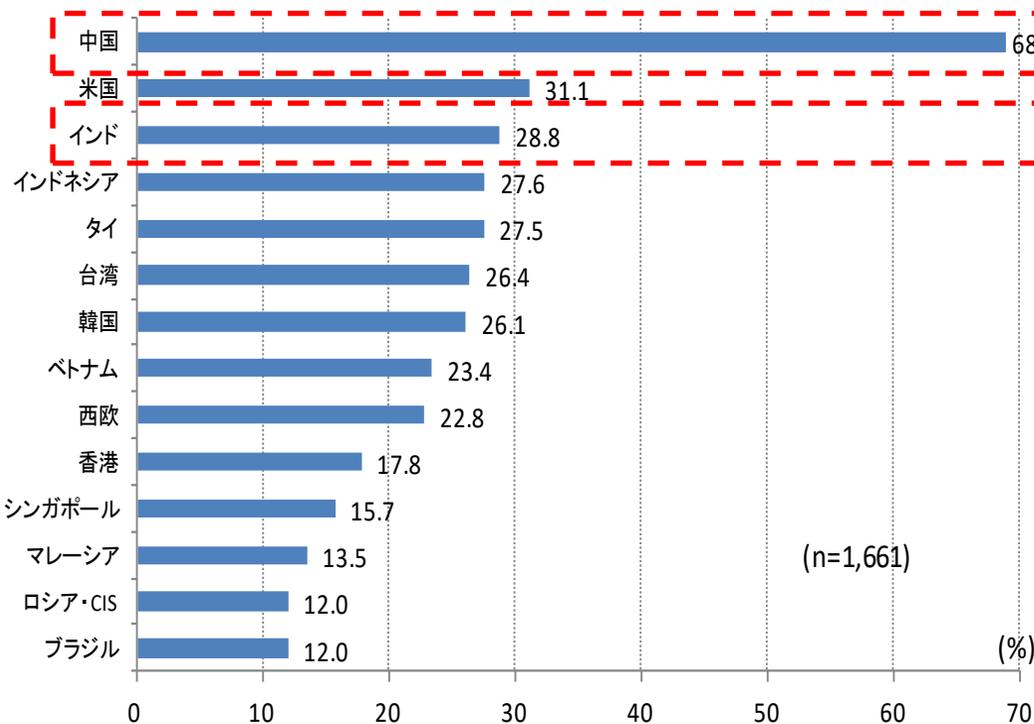


中国、インド市場へのアクセスの改善

○中国、インドはアジアで最も注目される市場。他方、関税の高さ、通関手続きの煩雑さ、その他の輸入規制が阻害要因になっているという声大きい。

○中国との間では現状EPAがなく、早期に締結の必要がある。またインドとの間で締結している日印EPAも、原産地規則が厳しく活用が限定されるという指摘がある。

輸出拡大、開始を目指すターゲットとなる国・地域



輸出阻害要因があると挙げてられた国及び要因

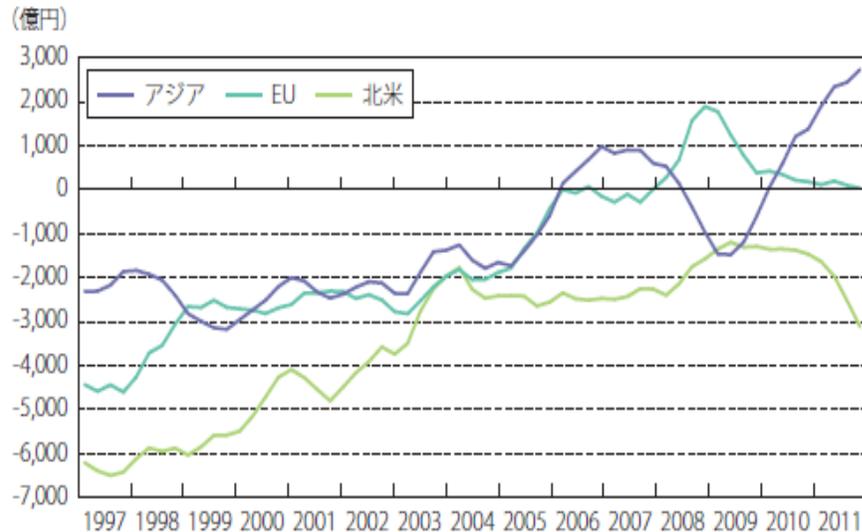
主な輸出阻害要因	全体		中国		インド	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
各国が言及された回数と回答企業数に占める割合	2,121	-	747	35.2	136	6.4
関税が高い	409	19.3	225	30.1	59	43.4
通関手続き(煩雑、時間がかかるなど)	409	19.3	285	38.2	39	28.7
その他の輸入規制(規則が厳しい、国内規制と異なる等)	345	16.3	213	28.5	28	20.6
輸出先企業の対応(代金回収など)	268	12.6	185	24.8	28	20.6
知的財産権保護	219	10.3	202	27.0	6	4.4
放射線物質に関する輸入規制	163	7.7	103	13.8	1	0.7
輸出相手国の国内物流(インフラ整備、輸送網等)	161	7.6	55	7.4	55	40.4

サービス産業の東アジア展開の推進

○我が国のアジア向けサービス収支は拡大傾向。コンビニ・スーパーなどの小売業、子供向け教育サービス、物流業等日系サービス企業のアジア展開が加速している。

○他方、アジアにはサービス業に対しては様々な形で出店規制や外資規制等参入障壁が残っている国も多い。また、法令等規制の有無や運用における不透明さも大きな障害となっている。これら障壁の撤廃・緩和や透明性向上を働きかけ、我が国サービス業の強みを活かした海外展開を支援していくことが重要。

主要地域向けサービス収支の推移



備考：上記は過去4四半期の移動平均（四半期ベース）。

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

(出典)通商白書2012

アジア各国の主な小売業規制の現状

タイ

「最低資本1億バーツ未満、1店舗当たり最低資本2000万バーツ未満の小売業」、「飲食物販売」が外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっている。但し、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能。規制規模以上の資本金による小売業では50%以上の出資も可能。

インドネシア

営業床面積400㎡以上のミニマーケット、同1200㎡以上のスーパーマーケット、同2000㎡以上のデパートには外資出資が可能。コンビニエンスストアへの外資出資は禁止。その他、出店地域などで各種の規制がある。

マレーシア

コンビニエンスストアや3000㎡未満の店舗については外資出資が禁止。その他、ハイパー、デパート、スーパーストアでは店頭陳列スペースの最低30%はブミプトラ資本の中小企業の商品・製品を取り扱うことが義務付け。

ベトナム

09年1月からは小売・流通業で外資100%の出資が可能となった。但し、2店舗目以降は許可制となっている。

(出典)「アジア小売市場の今」(ジェトロ、2011年12月)

東アジアにおける投資規律の確保

○急激な成長を遂げる東アジア各国の活力を我が国の成長に取り込んでいくためには、我が国から東アジア地域への投資機会を拡大し、投資から生じる利益の確保に資する規律を求めていくことが重要。

○具体的には以下の内容を求めていく。

－参入障壁の削減、外資参入規制の透明性強化

－許認可の恣意的な取消し、突然の規制強化の防止、自国企業との差別的な扱いの禁止
→ 投資環境の改善、予見可能性の向上

－現地人の雇用、技術移転の強要、技術ライセンス対価の制限等の政府による要求禁止
→ 自由な投資活動を確保

－投資家対国家の紛争解決手続きを規定
→ 協定上の義務の確実な義務履行

具体的な企業からの声

○一般的な産業分野での外資出資や従業員の国籍に関する規制を設けている国があり、海外進出の足かせになる。

○外国政府が、突然規制を変更・強化することにより、日本企業の投資案件が停止に追い込まれるケースがある。

○外国政府から、ITセキュリティ技術等の先端技術の開示を要求される。

○外国政府が、自国産部品の使用を義務づけることにより、日本から輸出する部品が使えない。

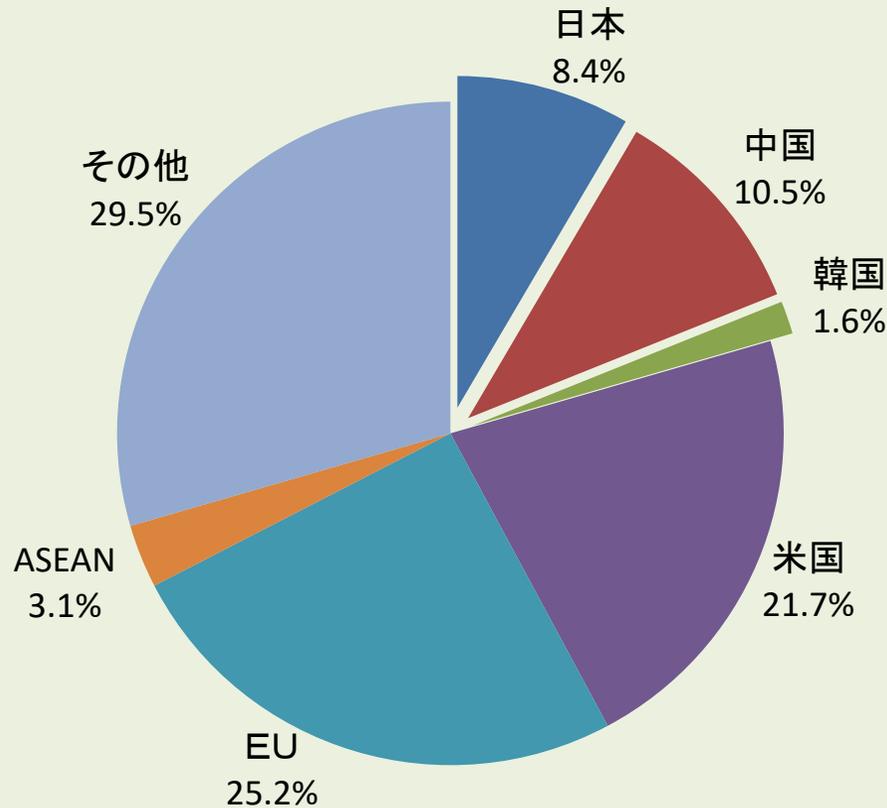
日中韓 F T A

日中韓三カ国の世界経済における大きさ

日中韓三カ国は、全世界のGDPの20.5%、物品貿易の19%を占める

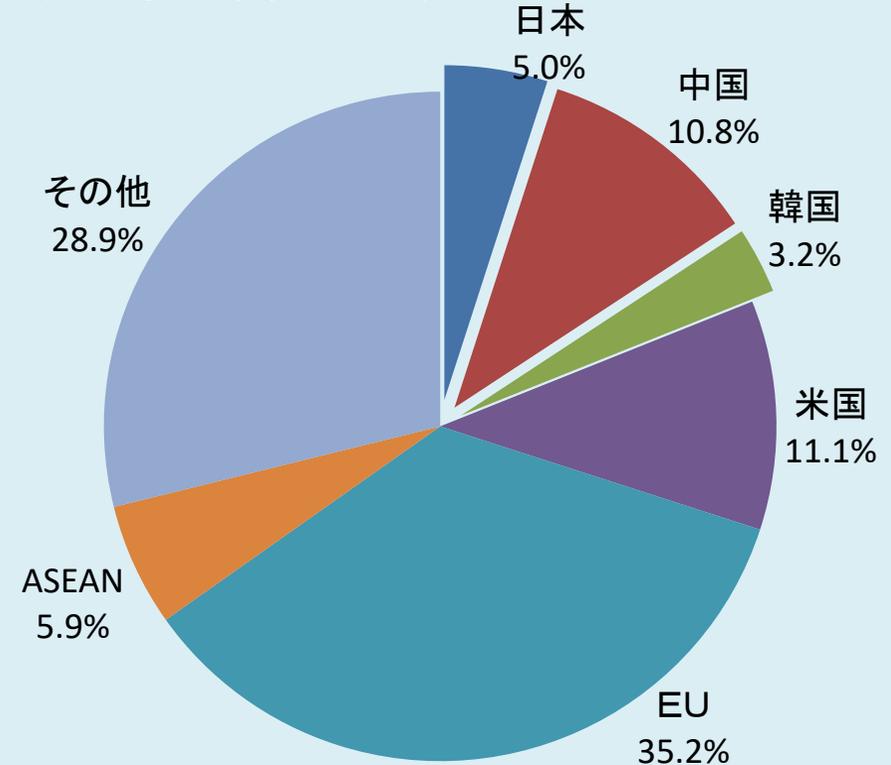
。

世界のGDP(2011年)



【出所】IMF "World Economic Outlook Database April 2012"

世界の物品貿易(金額ベース、2011年)

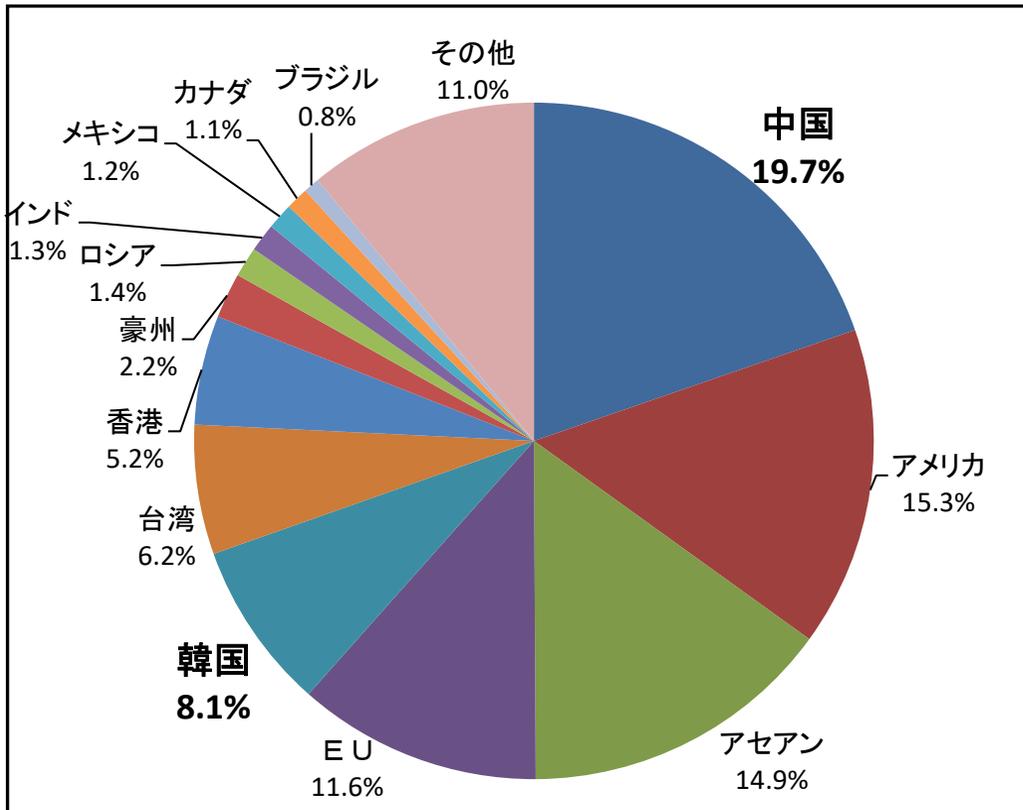


【出所】UNdata "Monthly Bulletin of Statistics" (May 2012)

日本の貿易に占める中韓の割合

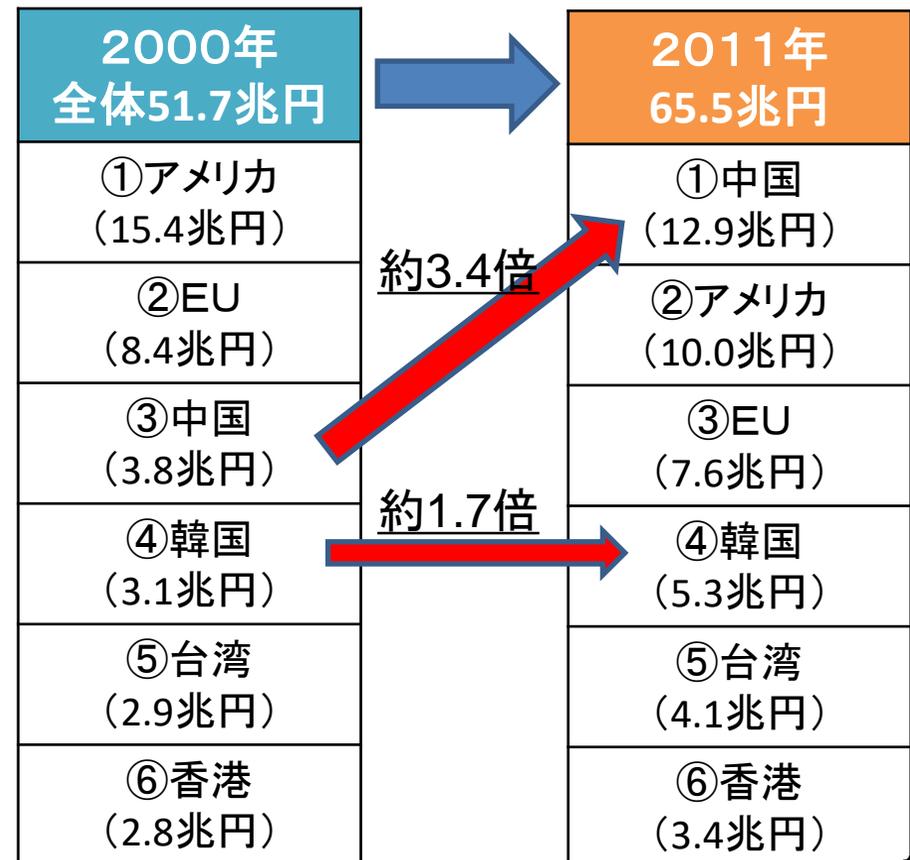
日本の輸出に占める中韓の割合は、3割に迫る(27.7%)。
 欧米向けの輸出が減少するなかで、中韓向けは大幅に増加。

日本からの輸出先
(2011年)



【出典】貿易統計(財務省)

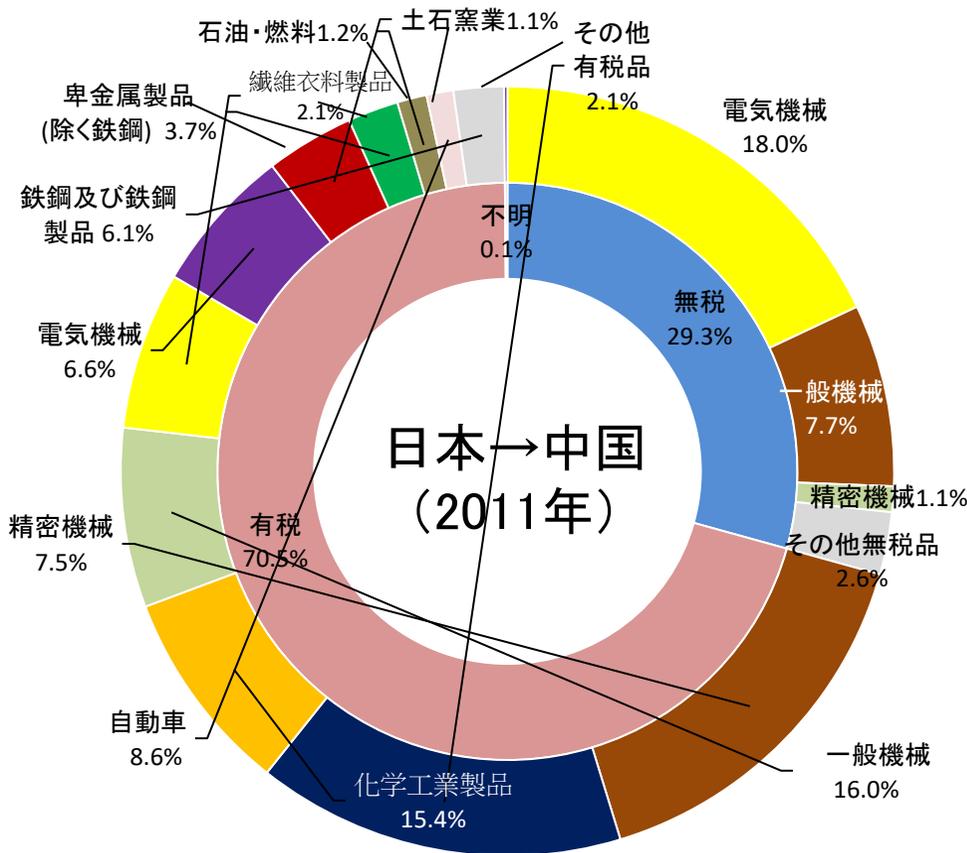
上位輸出相手の推移
(2000年→2011年)



物品貿易① 中国

一般機械、化学製品、自動車など約7割が有税品目。中国への輸出のうち、7割以上が有税品目。

日本から中国への輸出品目(2011年)



中国への輸出が多い有税品目(2011年)

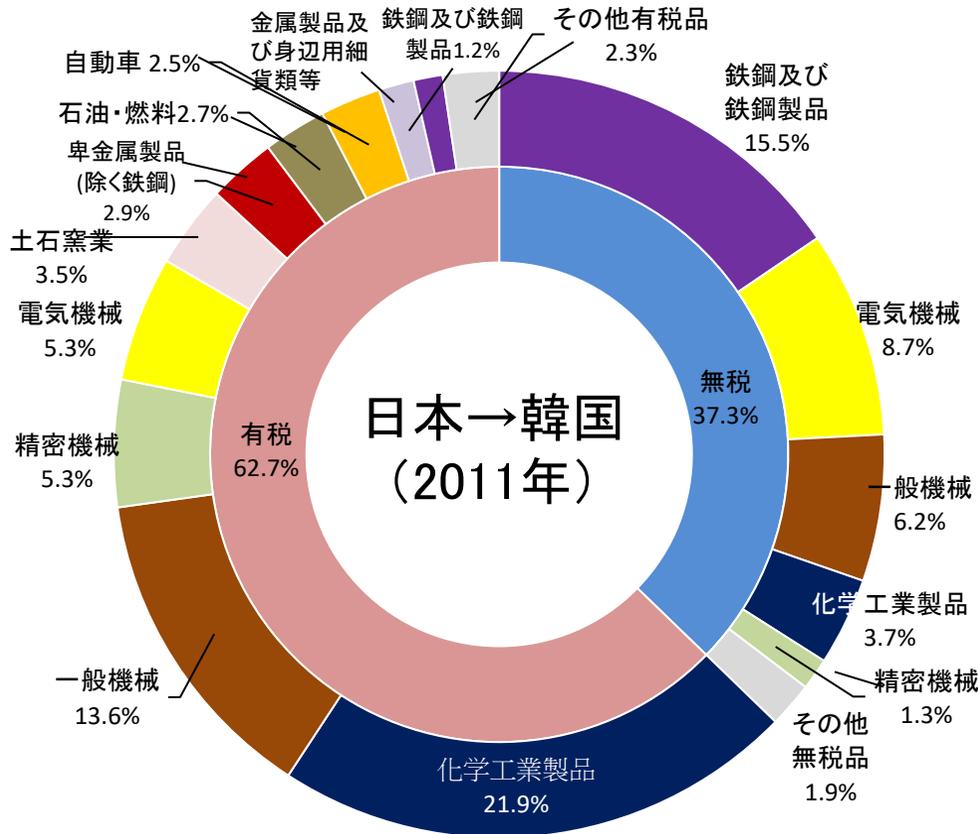
品目	関税率	輸出額(億円)
液晶デバイス	5~12%	4,005
ギヤボックス	6~10%	3,779
乗用車 (1500~3000cc)	25%	3,619
工作機械 (金属加工用マシニングセンタ)	9.7%	2,332
乗用車(3000cc超)	25%	2,133
建設機械	8%	1,577
石油、歴青油	6~9%	1,479
パラキシレン	2%	1,470
化学品・調製品	6.5~9%	1,413
陰極銅	2%	1,409

貿易データ: GTA(8桁ベース)(2011年)
 関税データ: WTO-IDB (2008年)
 中国の日本からの輸入データを使用

物品貿易② 韓国

化学工業製品、一般機械、精密機械など約6割が有税品目。

日本から韓国への輸出品目(2011年)



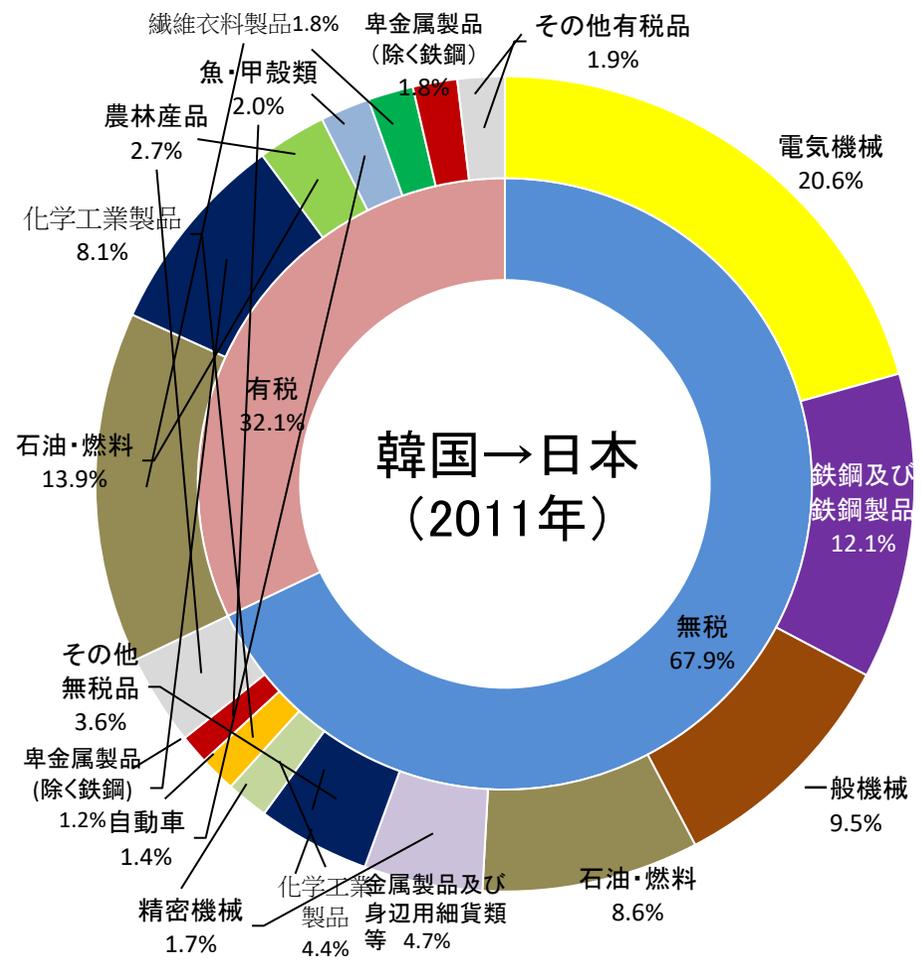
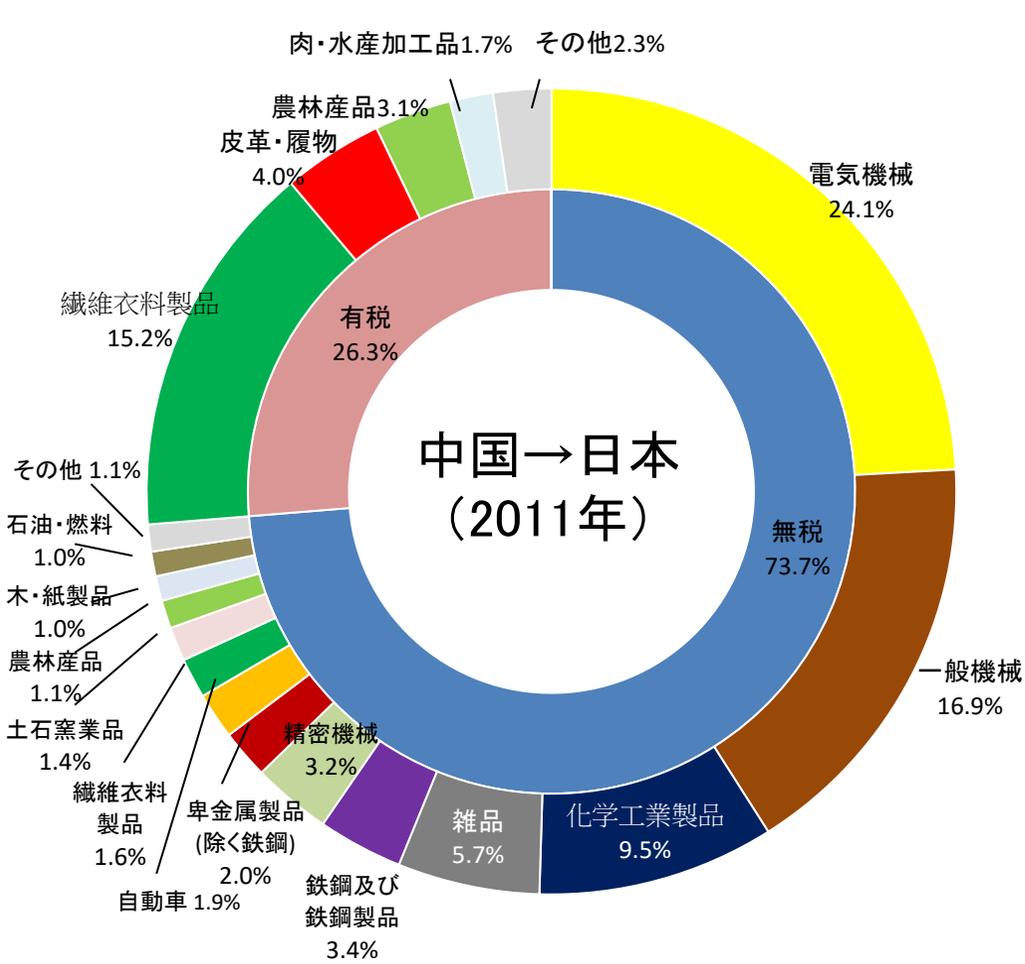
韓国への輸出が多い有税品目(2011年)

品目	関税率	輸出額(億円)
シート、フィルム	6.5%	1,443
化学品・調製品	5~6.5%	1,210
板ガラス	8%	1,061
偏光材料製のシート・板	8%	949
石油、歴青油等	5~8%	729
フラットパネル・ディスプレイの製造機器	5~8%	718
パラキシレン	3%	652
ギヤボックス・同部品	8%	649
プラスチック板、シート、フィルム等	4~6.5%	537
機械類	8%	438

貿易データ: GTA(10桁ベース)(2011年)
 関税データ: WTO-IDB (2011年)
 韓国の日本からの輸入データを使用

物品貿易③ 日本

主な有税品目として、中国からは衣料や履物を、韓国からは石油や化学製品、食料品を輸入している。



貿易データ:財務省貿易統計(2011年)
 関税データ:実行関税率表(2011年4月)(GSP税率)
 (関税割当等の内枠を有税とする)

産業界の要望①

経団連「日中韓自由貿易協定の早期締結を求める」(2010年11月16日)

○関税の引き下げ・撤廃

鉄鋼、自動車、電気電子、石油化学等の関税引き下げ、輸出関税の引き下げ

○非関税障壁の解消

中古品の輸入規制の緩和、規格の標準化

○貿易円滑化

○貿易救済措置の規律強化

○サービス・投資の規制緩和

流通、通信、金融、建設、自動車、鉄鋼、造船業等への外資規制の撤廃・緩和

○原産地規則の簡素化・円滑化

○知的財産権の保護の強化

○環境分野における協力、規格・基準の標準化

経団連「アジア太平洋地域における経済統合の推進を求める」(2011年12月13日)

(前略)ASEAN+6を実現するためには、まず、同地域のGDPの7割以上を占める日中韓の間でFTAを締結し、貿易投資を活性化することが前提となる。

とりわけ対中国市場アクセスの改善はわが国にとって重要課題である。日本の中国からの輸入1520億ドルのうち、7割が無税であるのに対し、対中国輸出1490億ドルのうち、約7割に関税が賦課されている。また、サービス・投資分野でも参入制限等が少なからず存在するため、日中韓FTAの実現による貿易投資の自由化が求められる。関税の撤廃により、製品がより安価に市場に出回ることになり、消費者の選択肢が増え、域内の消費拡大が期待される。また、部品等の関税撤廃は、現地での生産活性化に直結する。さらに、サービス・投資の自由化は企業進出を促し、現地の雇用を促進する。このほか、経済界の期待の大きい知的財産権保護、環境問題への対応、資源・エネルギーの輸出制限の緩和、国際標準化、ビジネス環境整備等についても日中韓FTAにおいて取極めるべきである。

(中略)2012年の早い時期に日中韓FTA交渉の立ち上げるよう求める。

産業界の要望②

経団連「TPPを樞子とする経済連携の促進に向けて」（2012年6月11日）

(1) 日中韓FTA、ASEAN+6経済連携協定

アジア太平洋地域における貿易投資を活性化し、これをわが国の成長戦略に結び付けるためには、ASEAN+6のGDPの7割以上を占める日中韓の間でFTAを締結することが大前提となる。本年5月の日中韓首脳会談において、日中韓FTAの年内の交渉入りが合意されたことを歓迎するとともに、早期に第1回交渉を開催するよう求める。その際、「日中韓FTA産官学共同研究報告書」（2011年12月）を十分に踏まえて交渉を推進すべきである。

また、日中韓FTAを核とし、ASEAN+6経済連携協定を実現することは、FTAAP構築の道筋における重要な要素である。今年の東アジア・サミットにおいて交渉入りに合意することを念頭に、経済界の意見を十分に踏まえた対応が求められる。なお、ASEAN+6経済連携協定がTPPに見劣りすることのないよう、包括的で質の高いものを目指すことが重要である。

日商「『東日本大震災』の復旧・復興および超円高・空洞化対策に関する要望」

(2011年9月)

(3) 包括的経済連携と国内対策の一体的推進を

米国や欧州等と関係を強化し、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を取り込む観点から、TPP、日EU・EIA、日中韓FTAを一体的かつ集中的に推進する必要がある。

日中韓 F T A 産官学共同研究

経緯

- 2003～09年 民間共同研究を実施。
- 2009年10月 日中韓サミットで産官学共同研究の立ち上げを議論。
日中韓経済貿易大臣会合において、10年上半期に共同研究を立ち上げることで合意。
- 2010年5月 第1回産官学共同研究会合開催。以後、日中韓持ち回りで開催。
- 2011年12月 第7回産官学共同研究会合(韓国・平昌)にて共同研究が完了。

共同研究報告書における提言

FTAの意義・経済的利益

- 三国間の貿易投資を促進するのみならず、アジア太平洋地域における経済統合プロセスの進展にも寄与する。
- 域内の貿易投資の促進により、三カ国の新たな成長エンジンとなる。
- 貿易投資障壁を撤廃する一方で、交渉過程では各国のセンシティブティに対応するための努力をすべき。

4つの指針的原則

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスの取れた成果を目指す
- センシティブ分野に然るべく配慮しつつ建設的かつ積極的に交渉を行う

日中韓 F T A 共同研究報告書の項目

- 第1章 序文
- 第2章 日中韓の経済貿易関係
- 第3章 物品貿易
- 第4章 サービス貿易
- 第5章 投資
- 第6章 その他論点
 - (1) 衛生植物検疫措置 (SPS)
 - (2) 貿易の技術的障害 (TBT)
 - (3) 知的所有権
 - (4) 透明性
 - (5) 競争政策
 - (6) 紛争解決
 - (7) 産業協力
 - (8) 消費者安全
 - (9) 電子商取引
 - (10) エネルギー・鉱物資源
 - (11) 漁業
 - (12) 食品
 - (13) 政府調達
 - (14) 環境
- 第7章 全体結論・提言

日中韓 F T A の交渉開始合意

日中韓サミット共同宣言(2012年5月13日)(FTA部分抜粋)

我々は、三国間のFTAに関する共同研究の結論と提言を支持した。日中韓三国間のFTAは三か国の経済成長と繁栄に貢献することを認識し、我々はここに日中韓FTA交渉を年内に開始するとの貿易大臣からの提言に支持を与えた。そして、この目的を達成するため、三か国は、国内手続や事務レベルの協議を含む準備作業を直ちに開始することとする。



日中韓FTA交渉開始宣言(プレスリリース全文)(2012年11月20日)

2012年11月20日(火曜日)、第21回ASEAN関連首脳会議の機会に、陳徳銘(ちん・とくめい)中華人民共和国商務部部長、枝野幸男経済産業大臣及び朴泰鎬(パク・テホ)大韓民国外交通商部通商交渉本部長は、カンボジアのプノンペンにおいて会合し、2012年5月13日に北京で開催された第5回日中韓サミットにおける共同宣言を受け、日中韓自由貿易協定(FTA)の交渉開始を宣言した。三か国の大臣は、さらに、2013年の早期に日中韓FTAの第1回交渉会合を開催することを決定した。